

プレスリリース

東北1大曲・船岡樹木採取区における樹木採取権者の公募について

令和3年9月17日

東北森林管理局

令和3年9月6日付けで指定した東北1大曲・船岡樹木採取区において、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

1. 公募の内容

(1) 公募を行う樹木採取区

東北1大曲・船岡樹木採取区

令和3年9月6日付け公示のとおり

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/saisyuken.html>)

(2) 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日から8年

(3) 公募期間

令和3年9月17日(金)～令和3年12月3日(金) 17時00分まで(必着)

※公募の詳細は、「東北1大曲・船岡樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項(以下、URL)」をご確認ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/saisyuken.html>)

また、申請書の提出に当たっては、必要書類の添付漏れを防ぐ目的のために「樹木採取権設定申請書チェックリスト」と一緒に提出するようお願いします。

2. 事業者向け説明会の開催

(1) 開催日時・集合、開催場所

① 現地説明会

開催日時：令和3年9月29日(水) 10時00分～12時00分

受付時間：9時40分～

集合場所：角館温泉「花葉館」

〒014-0344

秋田県仙北市角館町西長野古米沢30-19

② 公募要項等に関する説明会

開催日時：令和3年9月29日（水）14時00分～16時00分

受付時間：13：30分～

開催場所：角館温泉「花葉館」

(2) 申込の受付期限

令和3年9月24日（金）17時00分まで（必着）

(3) 申込方法等

「東北1大曲・船岡樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」のVの1をご確認ください。

(4) その他

① 新型コロナウイルス感染症への対策

1社からの参加を2名までと制限させていただきます。

また、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域から来られる参加者については、PCR検査を受け陰性であることを確認したうえでの参加にご協力をお願いいたします。

② 現地説明会の留意点

現地までの移動は当局で用意するマイクロバスを御利用いただきます。現地の道路状況や事業実施状況等を考慮した対応となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

③ 参加者の履物について

マイクロバスへの搭乗及び会場に入る際は、長靴を履いてのご利用はできませんので各自、袋等を持参のうえ、靴を履き替えるようお願いいたします。

お問い合わせ先

林野庁 東北森林管理局 森林整備部 資源活用課



国民の森林・国有林

担当者：春日 正人

電話：018-836-2149（直通）

FAX：018-836-3594

林野庁